



# 三重県公報

平成30年2月13日（火）

第 2979 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
3	三重県一般海域等管理規則の一部を改正する規則	(港湾・海岸課)	2
<b>告 示</b>			
85	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	2
86	特定第1号漁業者の同意が要件に適合している旨	(漁業環境課)	2
87	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(同)	2
88	建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部を改正する告示	(建築開発課)	3
<b>公 告</b>			
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	3
	同件	(同)	3
	河川整備計画を定めた旨及びその関係図書の縦覧	(河川課)	3
	同件	(同)	4
	同件	(同)	4
	都市計画事業の認可を受けた旨	(都市政策課)	4
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	4
	宅地開発事業に関する工事の完了	(同)	5

規 則

三重県一般海域等管理規則の一部を改正する規則を、ここに公布します。  
平成三十年二月十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第三号

三重県一般海域等管理規則の一部を改正する規則  
三重県一般海域等管理規則（昭和四十二年三重県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。  
第一条第一号中「空港整備法」を「空港法」に改める。  
第二条第一項中「第十八条第三項」を「第十八条第六項」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 85 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。  
平成 30 年 2 月 13 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 保安林予定森林の所在場所  
津市白山町福田山字三谷 679 の 10
  - 2 保安林指定の目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 86 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条の 2 第 1 項の規定による特定第 1 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。  
平成 30 年 2 月 13 日

三重県知事 鈴木英敬

加入区の名称	区 域
あわび 国崎加入区	三重共第 50 号共同漁業権漁場の区域

三重県告示第 87 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号

漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 30 年 2 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
下箕田・白子区域 (鈴鹿市漁業協同組合のうち下箕田及び白子の地区)	機船船びき網漁業(合計総トン数 20 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。)
下箕田区域 (鈴鹿市漁業協同組合のうち下箕田の地区)	機船船びき網漁業(合計総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるものをいう。)

### 三重県告示第 88 号

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 30 年 2 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部を改正する告示

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定(平成 12 年三重県告示第 36 号)の一部を次のように改正する。

2 の項中「平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」を「平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 公 告

測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 1 月 15 日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 2 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量(路線測量)
- 2 作業地域  
津市河芸町上野及び同市河芸町中別保

測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 1 月 29 日に終了した旨、津市長から通知がありました。

平成 30 年 2 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量(4 級基準点測量)
- 2 作業地域  
津市垂水

河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 16 条の 2 第 1 項の規定により河川整備計画を定めましたので、同条第 6 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 2 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 河川整備計画を定めた河川名  
二級河川田中川水系

2 縦覧場所

三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課、三重県鈴鹿建設事務所及び三重県津建設事務所

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により河川整備計画を定めましたので、同条第 6 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 2 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 河川整備計画を定めた河川名

二級河川笹笛川水系

2 縦覧場所

三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課、三重県松阪建設事務所及び三重県伊勢建設事務所

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により河川整備計画を定めましたので、同条第 6 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 2 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 河川整備計画を定めた河川名

二級河川奥川水系

2 縦覧場所

三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県伊勢建設事務所

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 2 項の規定により、都市計画事業の認可を受けましたので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 30 年 2 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画事業の種類及び名称

鈴鹿都市計画道路事業

3・4・7 号野町国府線

2 施行者の名称

三重県

3 事務所の所在地

鈴鹿市西条 5-117

鈴鹿建設事務所

4 事業地の所在

事業地を表示する図面において表示します。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 2 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 30 年 1 月 16 日	三重郡川越町大字北福崎字宮下 411-1	三重郡川越町大字豊田 856 加藤 和 秋
平成 30 年 1 月 18 日	いなべ市員弁町東一色字村東 718-1 ほか 3 筆	員弁郡東員町城山 2 丁目 22-10 安海 賢 二
平成 30 年 1 月 19 日	松阪市阿形町字東出 382-3	松阪市久米町 2071-1 ポンマルジェシス 202 小林 篤 弥
平成 30 年 1 月 23 日	松阪市嬉野上野町字野新田 1642-4	津市一志町小山 854-62 山口 和 輝 山口 紗 奈

平成 30 年 1 月 24 日	三重郡川越町大字当新田字下之割 343-1 ほか 3 筆	三重郡川越町大字当新田 362-1 株式会社ライフワン 代表取締役 野 呂 勇 滋
平成 30 年 1 月 26 日	松阪市八重田町字北浦 774-2 及び字田高田 1721 ほか 2 筆	松阪市塚本町 201-1 ヴェルサイユ 102 号室 藪 谷 公 亮
平成 30 年 2 月 1 日	伊賀市西高倉字鳥居出 887-1 ほか 2 筆	鈴鹿市岸岡町 3464 サンフルール岸岡 B 棟 202 土 居 利 勝 土 居 優 香
平成 30 年 2 月 2 日	志摩市阿児町鶴方字金谷 3074-15 ほか 2 筆	志摩市阿児町鶴方 4825 華洋ホーム株式会社 代表取締役 福 岡 治

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 2 月 13 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
平成 30 年 1 月 22 日	三重郡菰野町大字田口新田字小割 2392-1 ほか 23 筆	東京都千代田区大手町 1 丁目 1-2 J X T G エネルギー株式会社 代表取締役社長 杉 森 務
平成 30 年 1 月 23 日	多気郡大台町新田字浜井場 711 の一部ほか 2 筆及び 枋原字黒ヶ谷 1689-2 の一部ほか 11 筆ほか	多気郡大台町佐原 750 大台町長 尾 上 武 義

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>